相 続 人 の 確 認

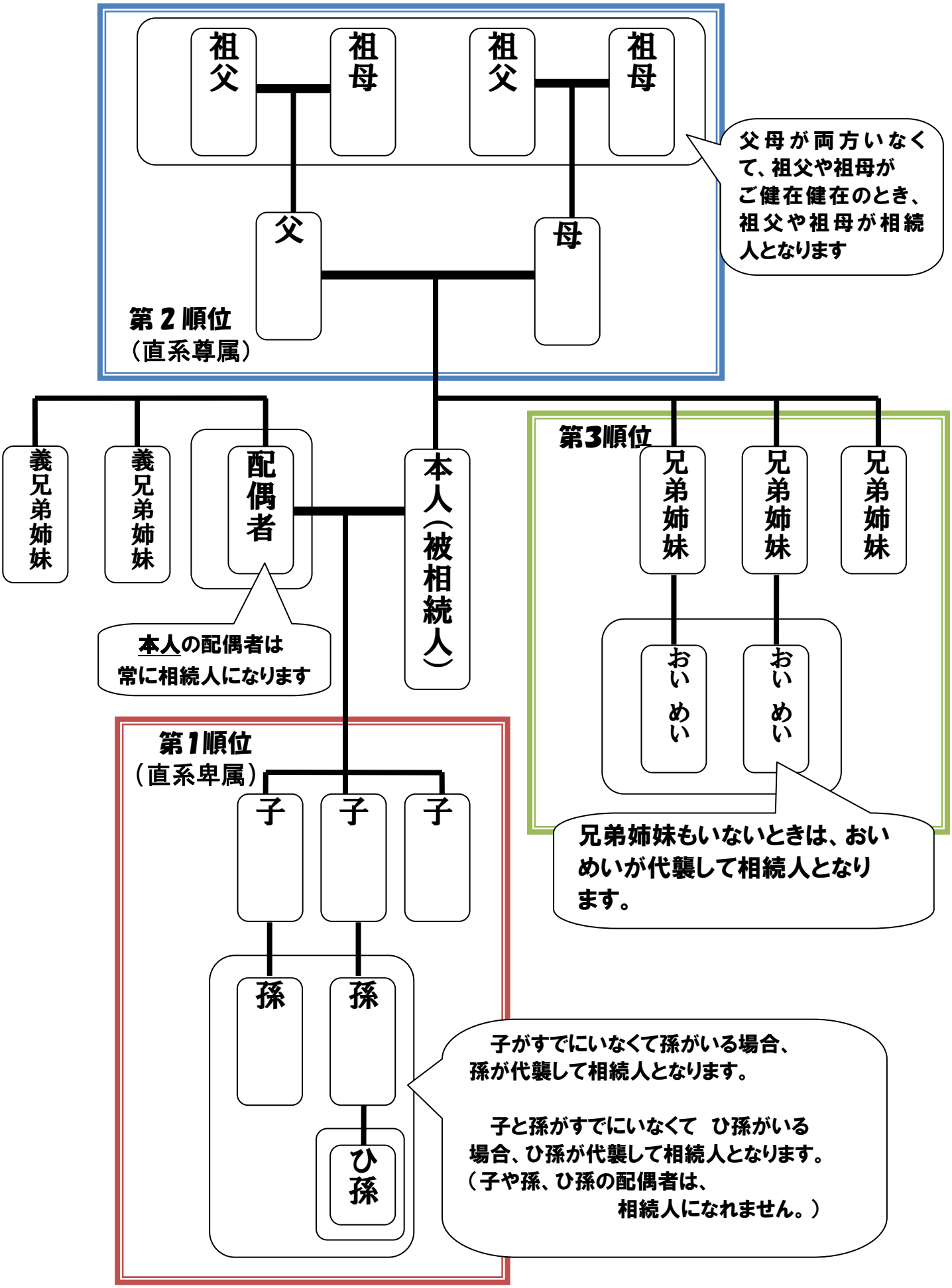
祖父
祖母
祖父
祖母
父
母
第２順位
（直系尊属）
父母が両方いなくて、祖父や祖母がご健在健在のとき、祖父や祖母が相続人となります
義兄弟姉妹
義兄弟姉妹
配偶者
本人（被相続人）
本人の配偶者は常に相続人になります
第3順位
兄弟姉妹
兄弟姉妹
兄弟姉妹
おい めい
おい めい
兄弟姉妹もいないときは、おいめいが代襲して相続人となります。
第1順位
（直系卑属）
子
子
子
孫
孫
ひ孫
子がすでにいなくて孫がいる場合、孫が代襲して相続人となります。
子と孫がすでにいなくて　ひ孫がいる場合、ひ孫が代襲して相続人となります。
（子や孫、ひ孫の配偶者は、相続人になれません。）